

気中濃度指針値の名称について（案）

（１）平成 9 年の「気中濃度評価値」の名称設定の経緯

平成 9 年に環境省で実施した「航空防除農薬環境影響評価事業」において、「気中濃度評価値」を設定した。

当該検討会の報告書において、「気中濃度評価値は、人の健康を保護する観点から、航空防除農薬による人の健康への影響を評価する際の目安として、毒性試験成績等を基に適切な安全幅を見込んで設定したものである。一般に気中濃度評価値以下の濃度であれば、人の健康に好ましくない影響が起きることはないと考えられる。気中濃度評価値は、安全と危険との明らかな境界を示すものではなく、航空防除農薬の気中濃度が短時間わずかにこの値を超えることがあっても、直ちに人の健康に影響があるというものではない。」と定義されている。

また、当該検討会において、当初は「判定指針値」と提案されていたが、「指針値」ではマネジメントという意味合いが強いこと、一般の人がこの値を超えれば影響が出ると思われ懸念があるため、リスク評価という意味を強調して「気中濃度評価値」とした。

（２）農薬吸入毒性評価手法確立調査事業における「気中濃度指針値」の名称について

本事業において設定予定の気中濃度指針値については、公園等の市街地での使用実績が多い農薬等をモデルとして、飛散リスク管理の目安となる値であり、平成 9 年の「航空防除農薬環境影響評価事業」と同様に、毒性試験成績等を基に適切な安全幅を見込んで設定し、気中濃度が短時間わずかにこの値を超えることがあっても、直ちに人の健康に影響があるというものではない。

よって、「気中濃度指針値」という名称を平成 9 年の「航空防除農薬環境影響評価事業」と同様に「気中濃度評価値」と提案したい。